

平成21年 第4回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成21年12月7日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

---

## 1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

---

## 1, 欠席議員 (0名)

---

## 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

---

## 1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 小西敏夫君
産業建設部長 森島庸光君	総務課長 鍬田芳嗣君

監査委員	楯	宏君	教育委員長	大西宏興君
教育長	濱川利郎君		教育次長	松原伸兆君
会計管理者	福西博一君		選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君
農業委員会 事務局長	小泉義次君			

---

平成21年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月7日（月曜日）

- 開 会（午前10時）
- 町長招集挨拶
- 会期の決定
- 会議録署名議員の選出
- 現金出納検査の結果報告
- 休 憩（日程の説明）
- 議 第60号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて
  - ・提案理由の説明
  - ・採決
- 同 第4号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
  - ・提案理由の説明
  - ・採決
- 同 第5号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること  
について
  - ・提案理由の説明
  - ・採決
- 同 第6号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
  - ・提案理由の説明
  - ・採決
- 発議第5号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○議案の一括上程（議第44号より議第59号までの16議案について）

○町長より提案理由の説明

○散 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。  
よって、議会は成立いたしました。

これより平成21年田原本町議会第4回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成21年田原本町議会第4回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展のため多大なご支援ご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げる次第でございます。また本日は公私何かとご多用の中、ご出席をいただきまして今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げます。

さて、地方分権時代が叫ばれるようになって久しく、地域のニーズに合わせた独自の行政サービスを効果的、効率的に進めていくためには、職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に引き出すことが重要となってきております。そのためには、町全体の組織力向上を目的とする人材育成基本方針を策定し、人事評価制度を構築してまいりたいと考えているところでございます。また、町の財政状況は税収の低迷や三位一体の改革に伴う影響などにより厳しい状況が続くと見込まれます。今後国の動向にも注意を払いながら、持続可能な行財政運営を図っていく新たな行財政改革大綱の策定も視野に入れながら、引き続き行財政改革を推進してまいりたいと考えている所存でございます。

そのような中、今期定例会におきましては20議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。

---

---

## 会 期 の 決 定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から11日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は11日までの5日間と決定いたしました。

---

---

## 会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りをいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

15番、上田幸弘議員、16番、竹村和勇議員、1番、森井議員、以上の3名の方をお願いいたします。

---

---

## 現金出納検査の結果報告

○議長（松本宗弘君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 檜 宏君 登壇）

○監査委員（檜 宏君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、去る8月25日、9月25日、10月26日、並びに11月26日に、議会選出委員とともに実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する7月31日、8月31日、9月30日、並びに10月31日現在の出納状況について検査いたしましたところ、検査現在日での現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高と符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

---

午前10時04分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

議第60号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞く  
ことについて

○議長（松本宗弘君） 議第60号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは朗読させていただきます。

議 第60号

人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成21年12月7日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字八尾480番地の47

氏 名 た べ い き み こ  
田 部 井 紀 美 子

生年月日 昭和37年4月25日

経 歴 田原本町人権擁護委員

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、議第60号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことにつきましてご説明を申し上げます。

本案は人権擁護委員の任期満了に伴いますもので、奈良県磯城郡田原本町大字八

尾480番地の47、田部井紀美子氏、昭和37年4月25日生まれを適任者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を聞くものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、提案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議第60号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、原案どおり田部井紀美子君を人権擁護委員候補者に推薦することに決しました。

暫時休憩いたします。

（監査委員 榎 宏君 退席）

午前10時07分 休憩

---

午前10時07分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

---

同第4号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（松本宗弘君） 続きまして、同第4号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは朗読させていただきます。

同 第4号

監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を本町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成21年12月7日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字阪手138番地の48

氏 名 <sup>なら</sup> 榎 <sup>ひろし</sup> 宏

生年月日 昭和15年12月16日

経 歴 田原本町監査委員

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第4号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は識見を有する監査委員の任期満了に伴いますもので、奈良県磯城郡田原本町大字阪手138番地の48、榎 宏氏、昭和15年12月16日生まれを適任者として再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、榎 宏君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、同第4号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、榎 宏君に同意することに決しました。暫時休憩いたします。

（監査委員 榎 宏君 着席）

午前10時09分 休憩

---

午前10時09分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

---

---

同第5号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の  
同意を求めることについて

○議長（松本宗弘君） 続きまして、同第5号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは朗読させていただきます。

同 第5号

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること  
について

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25  
年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成21年12月7日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字薬王寺54番地の2

氏 名 やま ぐち とし あき  
山 口 利 昭

生年月日 昭和18年12月21日

経 歴 田原本町固定資産評価審査委員

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第5号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は固定資産評価審査委員会の委員の任期満了に伴いますもので、奈良県磯城郡田原本町大字薬王寺54番地の2、山口利昭氏、昭和18年12月21日生まれを適任者として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提

案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、山口利昭君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、同第5号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、山口利昭君に同意することに決しました。

---

---

同第6号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求める  
ことについて

○議長（松本宗弘君） 続きまして、同第6号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは朗読させていただきます。

同 第6号

教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成21年12月7日提出

田原本町長 寺田典弘

住 所 田原本町大字八田258番地の1

氏 名 もり 森 あき 章 ひろ 浩

生年月日 昭和50年6月15日

経 歴 朝和保育園長

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第6号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は教育委員の任期満了に伴い、奈良県磯城郡田原本町大字八田258番地の1、森 章浩氏、昭和50年6月15日生まれを適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、森 章浩君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、同第6号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、森 章浩君に同意することに決しました。

---

---

発議第5号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書

○議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第5号、子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、招集通知とともに配付いたしておりますので、この際議案の朗読を省略いたしまして、提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは提出者より趣旨説明を求めます。5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして本定例会に提出させていただきました、子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

日本の予防接種は極めて現在遅れております。そして特に現在子どもについてのワクチンとか、そういうのは大変遅れておるのが現状でございます。

子どもは家庭の宝、国や社会の宝と言われております。そして現在、少子化問題が大きく取り上げられています。しかし、それ以前に大切なことは、生まれてきた子どもたちを病気で無駄に命や健康を損ねず、豊かな心をもって立派な社会人に育て上げることだと思います。

約40年前、小児がんの治療は大変難しい病気で行ってまいりました。そして多くの子どもが亡くなりました。しかし、医学の進歩により、現在では多くの子どもが治る時代にもなったわけでございます。これだけ医学が進歩したのに、日本ではワクチンで防げる病気、いわゆるV P Dと言われておりますが、これによる死亡者や健康障害者が多いのも、また現実でございます。このワクチンで防げる病気の中で、病気が重くて死亡や後遺症例が多いのが細菌性髄膜炎でございます。この細菌性髄膜炎、昔の名前では脳膜炎と言われてまいりました。こういう名前でしたら、皆さん、かなりご存じだと思います。

この細菌性髄膜炎、年間に700～800人がかかっております。かかると約5%が死亡して、約25%が後遺症が残り、軽く済んだように見えても大きくなると知能低下が認められることがあるとされております。この病気を防ぐためのワクチンが最近マスコミで多く取り上げられてきたのがヒブワクチンでございます。別名へモフィルスインフルエンザ菌b型と言われ、もう1つは、小児用肺炎球菌ワクチンであります。これらは諸外国では既に投与され効果が表れております。日本の予防接種制度が大変遅れていますが、日本の未来である子どもたちの命と健康をみんなを守っていくことが私たちの義務と思い提案させていただきました。本文を読まさせていただきます。

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至る恐れが高い重篤な感染症で、その原因の75%がヒブ（H i b＝ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）と肺炎球菌によるものです。細菌性髄膜炎は、早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、罹患前の予防が非常に重要で、H i bや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については、乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能です。世界保健機関（WHO）もワクチンの定期予防接種を推奨しており、既に欧米、アジア、アフリカなど100カ国以上で導入され、90カ国以上で定期予防接種とされており、こうした国々では発症率が大幅に減少しています。

日本においては、世界から20年遅れてH i bワクチンが昨年12月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）も欧米より約10年遅れて今年10月に初承認され、来年春までに販売開始の予定となっています。

医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要です。そこで、細菌性髄膜炎の予防対策を図るために、政府におかれましては次の事項について一日も早く実現されますよう強く要望いたします。

#### 記

一、H i bワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の有効性、安全性を評価したうえで、予防接種法を改正し、H i b重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎、敗血症）を定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけること。

一、ワクチンの安定供給のための手立てを講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位におかれましては、ご理解いただきましてご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） ただいまの趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私はヒブワクチンの定期接種化に賛成の立場で、少しこの意見書自体がちょっとわからないところがあるので質問させていただきます。

予防接種法というのは病気を明記すると。これでしたらヒブ重症感染症というの

を予防接種法に明記しなさいということだと思っんです。ヒブ重症感染症というのは、ヒブですね、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型という、そういう細菌によって起きる重症感染症を予防接種法に載せなさいということをお求めている意見書だと思っんですね。

ただ、この意見書のタイトルは「ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化」ということをうたっておられます。肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化というのは、この予防接種法にヒブ重症感染症というのを記載するだけでは対象にならないのではないかなと思っわけですね。やはりヒブ重症感染症とともに小児の肺炎球菌感染症というのを載せない限り、この意見書の趣旨が通らないのではないかなと思っんです。その点ではね、このタイトルにあるようにヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン、両方とも公費助成や定期接種化をお求めるのか、それとも下の「記」の中にあるように、ヒブ重症感染症によって引き起こされる病気を防ぐためにヒブワクチンの公費助成や定期接種化をお求めるのかということをお、ちょっとタイトルと中身が違ってきてるような気がします。

先ほど提案者のほうからありましたように、肺炎球菌ワクチンは、まだ国内では生産されてないということでは、公費助成や定期接種化というのは物理的にも無理だろうと思っわけです。その点では下のヒブ重症感染症だけを対象とした意見書というのは、私は認められるんじゃないかなと思っますし、それには賛成したいと思っってます。

その点で、この意見書のタイトルと求めている中身が違っているように感じますので、そこをお説明願いたいです。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。概ね賛成いただいて大変うれしく思っっております。

文面のいろんな部分でのご納得いただけない部分があるとお聞きいたしてありますが、要はこの細菌性髄膜炎に効果がある2つのワクチンを定期接種化にしたい、それを公費助成をお求めていただきたいというのが私の趣旨でございますので。文面がどうのこうのという部分では、方向性としてはこういうことだということでございますので、その辺をおご理解いただきたいなと思っます。

それからもう1点が、小児用肺炎球菌ワクチンが現在製造されていないということなんですけども、来年の春までに製造して販売予定ということになっておりますので、それも接種に大変効果が見られるワクチンでございますので、これは諸外国がすべて証明しておりますので、そういった部分でも先にやっておくほうが、両ワクチンを使えることが、やはりより病気を予防できるものだと考えて両方を提案させていただいておるわけでございますので、この辺のことをご理解のほど賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私が質問したのはね、この意見書によって、小児用肺炎球菌ワクチンは公費助成、定期接種化にはならないということを指摘したわけです。ですから肺炎球菌ワクチンも認めてくださいと言うんなら、そういう肺炎球菌ワクチンの公費助成、定期接種化するために、予防接種法に小児の肺炎球菌感染症という病名を入れない限り、その公費助成や定期接種化というのはできないと。

おっしゃることはわかりますよ。今本当に細菌性髄膜炎というのは、風邪の症状と変わらない状況で急激に進行すると。結果としては大変重大な結果をもたらす、死亡あるいは後遺障害ということですので、何とか公費助成や定期接種化を求めるということには賛成なんです。ただ、意見書自体がね、肺炎球菌ワクチンへも公費助成や定期接種化を求めているにもかかわらず、文章の中では、肺炎球菌ワクチンを公費助成や定期接種化してくださいということが実現できない内容になっているんですね。予防接種法にはヒブ重症感染症だけを位置づけなさいと書いてあるわけですね。ですから、ここに例えば小児の肺炎球菌感染症も位置づけなさいと書いていただいたら、おっしゃってることと文章とが一致すると。

ちょっと参考のためにお知らせしておきますけどね、この問題は今年の2月に京都府保険医協会のほうが、各議会に対して要望書を出されておられました。ほかのところの医師会も出されていると思いますけども、私の入手したのが京都府でしたのでお知らせしますけども、そこには項目が4つあったんですね。

1つは、速やかにヒブ重症感染症を予防接種法による定期接種対象疾患に位置づけるよう国に要望すると。もう1つは、肺炎球菌ワクチンの早期薬事法承認のため

の手立てを講じるよう国に要望すると。3つ目が、ヒブワクチンが国の定期接種対象となるまでの間、自治体として補助を行うと。4つ目が、ワクチンの安定供給のための手立てを講じるよう国に要望すると。4つ、これは京都府保険医協会が要望されていたわけです。

その要望がこの間認められて、この肺炎球菌ワクチンが先ほど提案者が説明されたように10月に薬事法の承認が出たと。それまでは輸入して打ってたけども、この4月からは国内で生産して、それで供給できるというようになったというので、この項目は今必要なくなっただけですけどもね。

ですから本当に今説明がありましたように、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンを公費助成や定期接種化を求めるのであれば、この下のところに、ヒブ重症感染症とともに小児の肺炎球菌感染症という病気の名前を入れないと、せっかく提案していただいている内容が通じないと。国に対して提案者の気持ちが通じないということになるのではないかなという、私は疑問を持ってるんです。それに対する回答をお願いしたいんです。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。

ここで提案させていただいてる文章の中で、それぞれのワクチンの有効性、安全性を評価した上で、予防接種法を改正し、と書いてありますので、ここにそれは今おっしゃっている部分が該当されて、予防接種法が改正するときいろいろな部分が入ってくると思います。

それと、もう1点は定期接種が大事ということでございますので、特に定期接種ということ的位置づけておるわけでございますので、その辺のことをしっかりと入れてますので、この文面で私は十分だと思います。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私はね、これを否定するために言ってるのと違うんですよ。

これをちゃんと提案者がおっしゃってるような趣旨が反映する中身にされたらどうかなという思いを持ってるわけですよ。先ほどおっしゃったように、予防接種法を改正し、改正して何をするのかと言うたら、ヒブ重症感染症を対象にしましょうと

書いてあるわけです。ヒブ重症感染症というのは、ヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型によって発生した病気を対象としますよと。ですから、これは肺炎球菌によって起こった病気に対しては定期接種化をしましょうとはなっていないという話ですね。

ですから、せっかくヒブワクチンも肺炎球菌ワクチンもということでしたらね、そういう文言にされたらどうかなという思いなんです。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、今、古立議員が言われたみたいに、改正する中に吉田議員のその文言も入ってるんじゃないですかという意味に、こっちはとれるわけですから。

○9 番（吉田容工君） どこに入ってるんですか。

○議長（松本宗弘君） いやいや、改正される中に入ってくるんじゃないかと、古立議員、言われましたよね。（「そうです」と古立議員呼ぶ）

そういうことです。

○9 番（吉田容工君） 入ってないですよ。

○議長（松本宗弘君） 私に言わなくてもいいです。そういう具合に答えられたと言ってるんです。

○9 番（吉田容工君） 答えられたけども、それでは文章とは合わないよと話をしてるだけですよ。

○議長（松本宗弘君） 5 番、古立議員。

○5 番（古立憲昭君） おっしゃるようにね、細かな一つ一つ言っていけば膨大な文章になってくると思うんです。意見書の位置づけというのは、そうじゃないと思うんです。一つの方向性をピシッと決めて、それに対してどうですかという部分ですので。

吉田議員が言われるように、それは全部言っていけばいいわけですよ。じゃあ、この7価ワクチンより23価ワクチンのほうがいいのではないかと、どうですかという話で、いろいろとやっぱり出てくると思うんです。それでは意見書がものすごく長くなってくるし、意見書とはならず趣旨説明だけになってくると思いますので。やはり意見書というのは方向性を決めて、それに対して皆さんのご賛同を得たいということだと私は理解しておりますので。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「では1つだけ言わせてもらえますか」と吉田議員呼ぶ）

吉田議員もそれならば、賛成だったら足りない部分は足すというのか、そうでしょう。

吉田議員がこれに何が足りない、あれが足りない、古立議員のが足りないと言ってるのであれば、それをよく知ってる部分があるんでしたら、吉田議員も賛成するのでしたら、その部分を追加で自分ところも出せばよかったです。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 意見書というのは、田原本町議会を代表して、田原本町の住民を代表して国に出すと、そういう位置づけだと私は思うんですね。その意見書が、要するに題目と中身とが違ってたら、これは。気持ちは通じますよ。気持ちは通じますけど、その意見書自体の重さがなくなるんですよ。何も、いろんなもの要ると言ってますよ。提案者がおっしゃってるように、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの公費助成を求めるのでしたら、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンが定期接種ができるような中身にされたらどうですかと言ってるわけです。そのためには、予防接種法の中にヒブ重症感染症を入れるとともに、小児肺炎球菌感染症という名前を入れたら定期接種ができるわけですよ。だから何だかんだ言ってるわけと違うんです、私はそれだけを言ってるんです、さっきからね。だから実際には、まだ国内での生産が春からしか始まりませんので、言ってもそれはだめですとなるかもわかりません。しかし、提案者が思っておられる気持ちをそこに入れるのなら、ヒブ重症感染症とともに小児の肺炎球菌感染症という名前を入れられたら、せっかく提案者が提案している中身が通じますよという話をしてるんです。ほかにざっといろんなのを入れろと言ってますよ、それだけを言ってるんですよ。そうしたらタイトルと、その言ってる中身が合いますよという話をしているんですけどね。

（「暫時休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時37分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） いろいろご指導いただいておりますけれども、ありがとうございます。

私は、この文面でいわゆる公費助成と定期接種化を求める文面になっておると考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 次に原案に賛成者の発言を許します。11番、松本美也子議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書について賛成者の立場から賛成討論をさせていただきます。

子どもたちがワクチンで防げる病気の中で、死亡や後遺症例が多いのが細菌性髄膜炎です。脳を包む髄膜に菌が取りつく小児の細菌性髄膜炎は非常に重大な病気です。早期診断が非常に厳しい上に抗生物質が効かない細菌が増加していると言われています。中には、わずか1日で死亡することもあります。年間発生数は数千例もあり、子どもの2大原因菌はヒブ菌と肺炎球菌です。普通は死亡する確率が約5%、脳の後遺症が25%、その他、軽く済んだように見えても将来の学力低下が一部に見られることもわかっており、発症年齢は生後3カ月から5歳までが多く、1歳未満に限られたわけではないとも言われております。

ヒブとはヘモフィルスインフルエンザ菌b型という細菌のことで、ヒブ感染の90%以上が細菌性の髄膜炎であり、残りが重症な喉頭蓋炎や関節炎、敗血症など、重篤な全身性疾患を引き起こします。毎年約600人の乳幼児がヒブ髄膜炎にかか

っています。感染経路は喉頭などからの菌が、せきや、くしゃみなどによって飛び散ることであり、免疫の力が強くなる6歳以上になると、重症感染症は極めて稀になります。ヒブワクチン接種で2歳以下の子どもにも免疫をつけることができ、これを受けることより抵抗力、抗体ができるだけではなくて、喉などにヒブ菌がつかなくなり、人にうつさなくなります。接種率が60%以上になると、ヒブ感染症が激減することが認められていて、米国では100分の1に減少、これは未接種者の喉からヒブ菌が検出されなくなるため、これを本来の集団免疫と言います。そのために世界保健機関（WHO）でも、低開発国を含めたすべての国で定期接種を導入するように推奨されて、多くの国で導入されております。そして定期接種になっております。現在までは120カ国以上で導入されて、それらの国ではヒブ髄膜炎は既に過去の病気になっているとも言われています。

このワクチンは、フランスで日本の厳しいワクチン品質基準に合わせて特別のラインで製造されているため急な増産は難しいものの、1年後には現在の倍の1年間に200万本、2年後には定期接種になっても対応可能な400万本の増産計画が進行中とも伺っております。しかし、接種費用が高額であり、公費負担でないと接種率の向上も望めません。

続いて小児の肺炎球菌感染症は、ヒブと異なる点は、重症感染症の種類が多く、また総罹患者数も多いことです。日本では毎年およそ細菌性髄膜炎が200例、この菌が血液に入る菌血症が1万8,000例、肺炎が1万2,000例ほど起こっています。そのほか重症、難治性の中耳炎の原因にもなっております。かかる年齢はヒブと同じく0歳代に多いのですが、5歳ぐらまでは危険年齢と言われております。ヒブ菌同様に感染初期も風邪などと区別がつきにくい上に、抗生物質が効かない耐性菌も増加をしています。ヒブ菌と同じく喉頭や鼻に存在する菌が飛び散る飛沫感染です。小児に有効なワクチンは約10年前から欧米で使用され始め、現在日本で認可を持っているのは7価のワクチンです。重症感染症を起こしやすく、抗生剤に対して、耐性化率の高い7種類の厳選した菌種です。

日本での接種時期、回数は決まっておきませんが、ヒブとほぼ同様の可能性が高いと言われております。米国では投与開始は2カ月で、ヒブと同様に初期3回、追加1回、7カ月以上で開始の場合は合計3回、1歳以上は合計2回、2歳以上は1

回が勧められます。日本においては接種部位が限られていますので、生後3カ月のときにどのように3種類を接種するかが課題として残されています。世界中で日本だけが子どものワクチンに筋肉注射を認めていないために難しいのです。接種場所が、しかも腕に限られているからです。そのために筋肉内注射を認め、太ももに接種できるように法律改正も急務であります。多くの子どもに接種することにより、ヒブ同様に未接種の子どもの喉頭からもワクチン株の肺炎球菌が見つかりにくくなり、病気が減ります。WHOはヒブと同様に国の定期接種の導入を勧めています。接種料金もヒブ同様に高額が予想されています。

未来の宝であります大切な子どもの命を守るために、早急に対策をお願いしたく、政府において、一、H i b ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の有効性、安全性を評価したうえで、予防接種法を改正し、H i b ヒブ重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎、敗血症）を定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけること。一、ワクチンの安定供給のための手立てを講じることを要望するための意見書を提出することが必要と考え、私の賛成討論といたします。

なお、資料につきましては、「恐ろしい細菌性髄膜炎から子どもを守ろう」から一部抜粋、参考にさせていただきました。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論はありませんか。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは、子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書について賛成の討論をさせていただきます。

細菌性髄膜炎は子どもにとって決して稀な病気ではありません。しかも、後遺症が残る重い感染症です。新生児期以降の髄膜炎の原因菌の第1位がインフルエンザ菌b型です。全国で500人から600人はかかっていると推定されています。これは2カ月から5歳児の2,000人に1人がかかっていることとなります。

ヒブ感染症のピークは生後9カ月で、0歳から1歳で70%以上になります。死亡率は約5%で、20%から30%に、てんかん、難聴、発育障害などの後遺症を残します。既に92カ国が定期接種をしています。定期接種している国ではヒブ髄

膜炎は劇的に減少しています。その効果を見て世界保健機構は1998年、結合型ヒブワクチンについて明らかになった安全性、有効性を考慮すると、国家的な実施能力と、優先度において幼児の定期接種プログラムに加えるべきであると声明を出しています。

初期症状は、発熱、嘔吐、元気がないなど、風邪症状と変わりなく、早期診断が困難で、しかも急速に病状が進行します。これまでは抗生剤で対応されてきましたが、耐性が急激に進んでいることから、ヒブワクチンへの期待が広がっています。ヒブワクチンの供給能力が上がり、定期接種が可能になっていることから、至急公費助成を求める本意見書に賛成します。

ただ、定期接種化となった場合でも町村の負担は3分の1です。その点では、定期接種化するまでに町村が独自に補助するというのもできるのではないかということをつけ付け加えて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。

まず、発議第5号、子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

議案の一括上程（議第44号より議第59号までの16議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、議第44号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第6号）より、議第59号、国保中央病院組合規約の変更についてまでの16議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) 9番、吉田議員。

○9番(吉田容工君) この議案には、私が提出しました田原本町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例が上程されていません。議会会議規則に規定されている議案提案権の条件を満たしているにもかかわらず議案として取り上げないことは、地方自治法上の違法行為であります。至急議案に追加し今議会で議論されることを求めます。

○議長(松本宗弘君) 暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

---

午前10時55分 再開

○議長(松本宗弘君) 再開いたします。

ご異議なしと認めます。よって、議第44号、平成21年度田原本町一般会計補正予算(第6号)より、議第59号、国保中央病院組合規約の変更についてまでの16議案についてまでの16議案につきましては一括議題といたします。(「異議があると言ったことに答弁だけしてくださいよ、それなら。私は異議があると言ったわけですよ」と吉田議員呼ぶ)

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

---

午前10時56分 再開

○議長(松本宗弘君) 再開いたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。町

長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成21年田原本町議会第4回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

議第44号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第6号）につきましては、補正予算額は8,207万円の増額で、予算総額は99億3,044万2,000円となります。

補正内容として、民生費5,399万7,000円の増額は、国民健康保険特別会計並びに介護保険特別会計への繰出金、障害者自立支援介護訓練等給付費、老人入浴料金補助金、保育所措置費について、それぞれ実績による増が見込まれるため増額するものと、国の補正予算の執行停止により子育て応援特別手当事業費全額を減額するものでございます。

衛生費、1,722万9,000円の増額は、新型インフルエンザ対策として、生活保護世帯及び住民税非課税世帯を対象に予防接種料の公費負担及び休日応急診療所の医薬材料費等でございます。

農林水産業費、923万6,000円の増額は、町単独土地改良事業補助金としていた事業の一部を国の補正予算で措置された農地有効利用支援整備事業を活用するため、町が事業主体とする組み替えでございます。

消防費、160万8,000円の増額は、国の補正予算で措置された防災情報通信設備整備事業を活用し、通信衛星による地震・気象情報などを受信する全国瞬時警報システムの受信設備を整備するものでございます。なお、財源は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰越金でございます。

次に、議第45号、平成21年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、予算規模に変更はなく、歳入区分の変更で、保険基盤安定及び財政安定化支援事業費の確定により繰入金を954万8,000円を増額し、国民健康保険税の減額で調整を図るものでございます。

次に、議第46号、平成21年度田原本町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額は72万2,000円の増額で、予算

規模は916万6,000円となります。

補正内容は、住宅新築資金等の借入者からの繰上償還に伴い地方債を繰上償還するもので、財源につきましては、繰越金、諸収入でございます。

次に、議第47号、平成21年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正予算額は8,110万円の増額で、予算規模は19億3,689万4,000円となります。

補正内容として、保険給付費8,000万円の増額は、給付実績により増が見込まれるため、また、地域支援事業費110万円の増額は、ねたきり老人紙おむつ等給付費の実績により増が見込まれるものでございます。なお、財源は、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金でございます。

次に、議第48号、田原本町後期高齢者医療に関する条例及び田原本町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成22年1月1日の施行に伴い、延滞金の軽減期間等について同様の取り扱いをするものでございます。

次に、議第49号、田原本町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、国の補正予算で措置された農地有効利用支援整備事業として、土地改良事業団体連合会支援事業について、工事請負費の100分の30を分担金として徴収するものでございます。

次に、議第50号、田原本町道路線の認定につきましては、開発寄付等による4路線を認定するものでございます。

次に、議第51号から議第58号、財産の取得についての8議案につきましては、幼稚園・小学校・中学校における教育用物品を指名競争入札により購入するものでございます。

まず、議第51号は、幼稚園のデジタルテレビ及びアンテナの購入であり、契約金額410万7,915円で、田原本町大字阪手466番地の1、奈良県農業協同組合川東支店、支店長 乾 栄一と、議第52号は、東・北・南小学校のデジタルテレビ及びアンテナの購入で、契約金額794万898円、議第53号は、田原本・平野小学校のデジタルテレビ及びアンテナの購入で、契約金額775万9,626円、議第54号は、田原本中学校のデジタルテレビの購入であり、契約金額48

3万8,841円で、それぞれ奈良市法蓮佐保山3丁目1番11号、奈良テレビ放送株式会社、代表取締役社長 辻本俊秀と、議第55号は、各小学校パソコン教室コンピュータの購入で、契約金額5,071万5,000円、議第56号は、北中学校パソコン教室コンピュータの購入であり、契約金額1,335万6,000円で、それぞれ田原本町大字阪手658番地の1、株式会社カギオカ、代表取締役社長 鍵岡璋典と、議第57号は、田原本中学校放送設備（デジタル化）の購入で、契約金額1,155万円、議第58号は、北中学校放送設備（デジタル化）の購入であり、契約金額1,239万円で、それぞれ天理市稲葉町393番地の1、奈良文庫電気設備株式会社、代表取締役 西本佳嗣と、契約相手とし財産取得をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第59号、国保中央病院組合規約の変更につきましては、国保中央病院組合経費の支弁方法は地方交付税の算定の基礎となった保健衛生費に係る基準財政需要額の比率による割合でありましたが、「普通交付税に関する省令」総務省令の一部改正により、地方交付税において算定され、かつ、特定町のみには交付されることとなる交付金の新設されたことにより経費の支弁方法を一部変更するもので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、各議案につきましてその概要を申し上げましたが、議員各位におかれましては、よろしくご審議賜りましてご議決をいただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが提案理由の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午前11時05分 散会